

氏 名	ふじ はら たつ し 藤 原 辰 史
学位(専攻分野)	博 士 (人間・環境学)
学 位 記 番 号	論 人 博 第 15 号
学位授与の日付	平成 16 年 5 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	ナチス・ドイツの有機農法 ——「自然との共生」はなぜ「民族の抹殺」に加担したのか——

論文調査委員 (主 査) 教授 池 田 浩 士 教授 長 屋 政 勝 教授 間 宮 陽 介

論 文 内 容 の 要 旨

本論文のテーマは、ドイツ・ナチズムの有機農法に関する理論と実践を、未公開資料を含む一次資料、および先行諸研究の調査・検討を通じて究明し、それが「自然との共生」を目標理念としながら現実には「民族の抹殺」に行き着いた経緯と根拠を問うことである。このテーマは、しかしながら、すでに歴史上の過去となっているナチズム体制下のドイツにのみ関わるものではない。ナチス・ドイツによって試みられた有機農法は、同時代の日本、イギリス、ソ連などにおける同様の農業理論および実践とも比較検討されるべきものであり、また、こんにち世界的な規模で深い関心を呼んでいる有機農法のありかた、さらにはエコロジー思想全般をめぐる諸問題とも密接な関連を有している。本論文は、なお未解明の部分がきわめて多いナチス・ドイツの有機農法の実態を具体的に解明することを通じて、有機農法の歴史と現在とが提起している諸問題に独自の角度から照明をあて、エコロジー思想およびその実践が孕む今日的諸問題の考究と解明の試みにたいしても一石を投じるものとなることを意図している。

1935年6月にナチス政府によって公布された「帝国自然保護法」は、人間・動物・植物の平等を理念として掲げる点において、人間中心的なエコロジー思想とは異なっており、むしろ「生命圏平等主義」にもとづく「ディープ・エコロジー」との大きな類似性を有していた。ナチス・ドイツにおける有機農法は、この理念に即して実践されたのであるが、そのさい具体的に採用されたのが、人智学者ルードルフ・シュタイナーの提唱による「バイオ・ダイナミック農法」であった。本論文は、まず「プロローグ」において、この経緯についての先行研究の論点と問題点を概観したうえで、同時代の日本の農業学者によるこのナチス農業政策の受容と「満洲」における農業への適用、および現在にまで及ぶ有機農法の歴史のなかでナチス有機農法が占める位置について考察しながら、以下の全3部およびエピローグで解明すべき課題と、本論文独自の着眼点を要約的に提示する。

第1部「萌芽 1924—1933」では、1924年にシュタイナーが提唱した「バイオ・ダイナミック農法」を、ドイツの農業史および農民の生活習慣のなかに位置付けながら詳細に検討し、それと有機農法のもう一つの源流であるイギリスのアルバート・ハーワードの「インドール方式」とを比較考察することによって、植民地インドでの実践経験とダーウィンの進化論に依拠して生まれたハーワードの方式には、シュタイナーの農法には稀薄だった「生命圏平等主義」、「人間非中心主義」の思想が見られることを指摘したうえで、ではシュタイナーの農法から大きな影響を受けた政権掌握以前のナチズムの農業理念が「農民をめぐる自然」をどう捉えたかを、とりわけヘルマン・ラウシュニングとリヒャルト・ヴァルター・ダレーという代表的なイデオログに即して明らかにする。

第2部「歩み寄りと反発 1934—1941」では、政権掌握から第二次世界大戦初期に至るまでの時期に、農業大臣となったダレーが実行した具体的な農業政策に有機農法がどのように生かされたか、それが食糧増産、さらには総力戦遂行という至上命令とどのような緊張関係を生み、農民たちとナチス当局との間にいかなる問題を現出させたか、等々を、従来のナチス農政研究が主としてダレーの人種主義的農業思想に着目してきたのとは別の「バイオ・ダイナミック農法」の観点から追究することにより、多角的に解明している。

第3部「植民地主義的変容 1941—1945」では、第二次世界大戦中に東方占領地域において有機農業を基盤として実行に移されたドイツ民族のための「生命空間」現出の試み、および強制収容所における有機農法による農業経営の試み（「ドイツ滋養・食糧研究所」と結び付いた）の事実を、とりわけベルリン大学教授コンラート・マイヤーの農業政策理論とその実践に即して究明する。総力戦体制のなかで、「自然との共生」を出発点とした有機農法の理念はホロコースト、すなわち「民族の抹殺」に加担する強力な武器と化したのである。

だが、本論文の趣旨は、ナチズムとの関係のなかでこのような帰着点に行き着いた有機農法を、倫理主義的に指弾することではない。論者は「エビローク」において、エコロジー思想が何故にナチズムとの親和性を示すことになったのかをあらためて問いなおし、「人間中心主義」からの脱却というエコロジズムの重要な課題を真に実現するための方途についての問題提起を、あらためて試みている。なお、巻末に詳細な関連年表が付されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ナチズムの農業思想およびその実践のなかで大きな役割を果たした「有機農法」を研究テーマとしている。政権獲得以前のナチズム運動のなかで、のちにナチス「第三帝国」の農業大臣となるR・W・ダレーや、ヒトラーとの対話録の著者としても知られるH・ラウシュニングらのイデオログは、人智学者R・シュタイナーが提唱した「バイオ・ダイナミック農法」を始めとする有機農法思想から大きな影響を受け、化学肥料先進国でもあったドイツにおいて、「自然との共生」を根本理念とする有機農法を農民のなかに根付かせようとした。この試みは、ナチス政権の樹立とともに国家の農政のレベルに移されることになったが、食糧増産という焦眉の目標との間に緊張関係を醸さざるをえず、さらには戦時生産戦体制のなかで機能変化を遂げていくことになる。すなわち、国内では効率その他の理由から困難となった有機農法は、東方占領地にドイツ民族の新たな「生命空間」すなわち「生存圏」を創出するさいの農業の根幹として構想されるとともに、強制収容所における農園の農法として実践され、こうしてホロコースト、すなわち「民族の抹殺」と密接に関わることになったのである。

本論文は、ドイツにおける有機農法の理念と実践がナチズムとの関係のなかで「自然との共生」という出発点から「民族の抹殺」という帰結に至った過程を、未公開のものも含めた多数の一次資料、および関連領域の先行諸研究に関する綿密な調査・検討によって解明することを、直接のテーマとしている。しかしながら、ナチズムと有機農法との関係というテーマは、この両者をめぐる直接的な歴史的事実だけに尽きるものではなく、同時代のイギリスの有機農業家A・ハワードが植民地インドで実践した「インドール農法」、ソ連の農業経済学者A・V・チャヤーノフによる「小農経営学」、さらにはナチスの有機農法から学んだ日本の農学者たちの農業理論、とりわけ「満洲」におけるその実践の試みなど、農業史の諸テーマと密接に関わってこざるをえない。また、有機農法の理念は、こんにち世界的なひろがりをもって多大な関心を呼んでおり、この理念を実行する試みも至るところで展開されている。これらの試みはまた、農業の領域を遙かに越えて、エコロジー思想そのものとも関連するテーマである。本論文は、このような広い関連領域ときわめて長い射程とをもった問題群と取り組むものであり、これら深く多様な問題群を初めて総体的・総合的に研究対象として設定した点において、きわめてユニークなものとなっている。

ナチス・ドイツの農業は、同時代の日本において大きな関心を呼び、研究成果も少なくなかった。また、ナチス体制崩壊後においても、ナチス農政に関する研究は多くの成果を生んできた。しかし、それらは主として農政の責任者でもあったダレーの人種主義的農業思想にたいする関心にもとづくものであり、エコロジー思想とナチス農政との関連が体系的な研究として本格的になされるまでには至っていない。本論文は、ダレーに加えて、K・マイヤー、A・ザイフェルトら、ナチス・ドイツの有機農法の実践に大きな役割を果たした人物たちにも目を向け、初めてその全体像に肉薄している。そのさい、論者は、旧・強制収容所を訪れたおり、かつて構内に農園があったという事実を知ったときの衝撃という個人的体験から出発しながら、一貫して農民あるいは農業実践者の土あるいは自然との身体的関係という根底にこだわりつつ有機農法が孕む諸問題に立ち向かおうとしており、意欲的に収集された資料および先行研究を綿密に検討・考証するさいにも絶えずこの根幹に立ち戻ろうと努めている点が、本論文の大きな特色となっていると言えよう。

以上のように、ナチス・ドイツの有機農法という直接のテーマに関して新しい地平を切り開く研究成果を提示している本

論文は、それにとどまらず、近年きわめて多面的な現実であったことが明らかにされつつある「第三帝国」一般の研究にたいしても一つの新しい寄与をなすものであり、さらには、有機農法、ひいてはまたエコロジー思想とその実践という現代の焦眉の課題に関しても、新しい知見の提示を通じて少なからぬ示唆を与えるものである。なお、本論文は、2004年秋に柏書房から単行本として刊行されることが決定しているが、上記のような成果によって、専門諸領域の問題の明確化と解明のために少なからぬ貢献をなすものと期待される。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、2004年3月10日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行い、併せて専攻学術および外国語に関する学識確認のための試問を行った結果、合格と認めた。